

## 令和7年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物収集運搬業務仕様書

### 1 業務名

令和7年度旧岩美鉱山坑廃水処理中和殿物収集運搬業務

### 2 業務場所（廃棄物の収集場所）

旧岩美鉱山坑廃水処理施設（岩美郡岩美町大字荒金720番地4）

### 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 業務内容

本業務の受注者は、旧岩美鉱山坑廃水処理施設で発生する産業廃棄物の無機性汚泥（脱水ケーキ）を収集し、6に規定する発注者（鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課をいう。以下同じ。）が指定する中間処理施設まで運搬すること。

### 5 廃棄物の種類及び予定数量

産業廃棄物の種類	予定数量
無機性汚泥（脱水ケーキ）	150トン

※この予定数量は、排出量の上限又は下限として保証するものではない。

### 6 廃棄物の運搬先（発注者が指定する中間処理施設）

株式会社大協組（米子市蚊屋235番地2）

### 7 収集運搬の実施方法等

- （1）収集運搬に関する業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- （2）収集時の産業廃棄物の積み込み作業は、坑廃水処理施設の職員が以下の機械により行う。  
機種・規格 ホイルローダ0.9m<sup>3</sup>級（ダンピングクリアランス2.5m）
- （3）運搬車両は、（2）の積み込み機械により積み込み可能な車両とする。
- （4）収集運搬の日時等は、坑廃水処理施設の職員及び6に規定する業者と協議の上、決定すること。
- （5）収集運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、廃棄物が飛散及び流出しない仕様の許可車両の使用やシートで覆うなど必要な措置を講じること。
- （6）坑廃水処理施設内の道路舗装幅員（4m）の制限や、鋭角に曲がる箇所もあるため、使用する車両は、事前に道路事情を確認して選定すること。

### 8 責任の範囲

受注者は、発注者から引き渡された廃棄物を、法令に基づき適正に収集運搬しなければならない。法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担によりその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

## 9 業務完了の報告

受注者は、1回ごとの本業務が完了したときは、その都度、完了後30日以内（3月に行った本業務にあつては、令和8年3月31日まで）に業務完了報告書を発注者に提出し、検査を受けるものとする。ただし、業務完了報告書は、マニフェストに代えることができる。

## 10 委託料の支払い

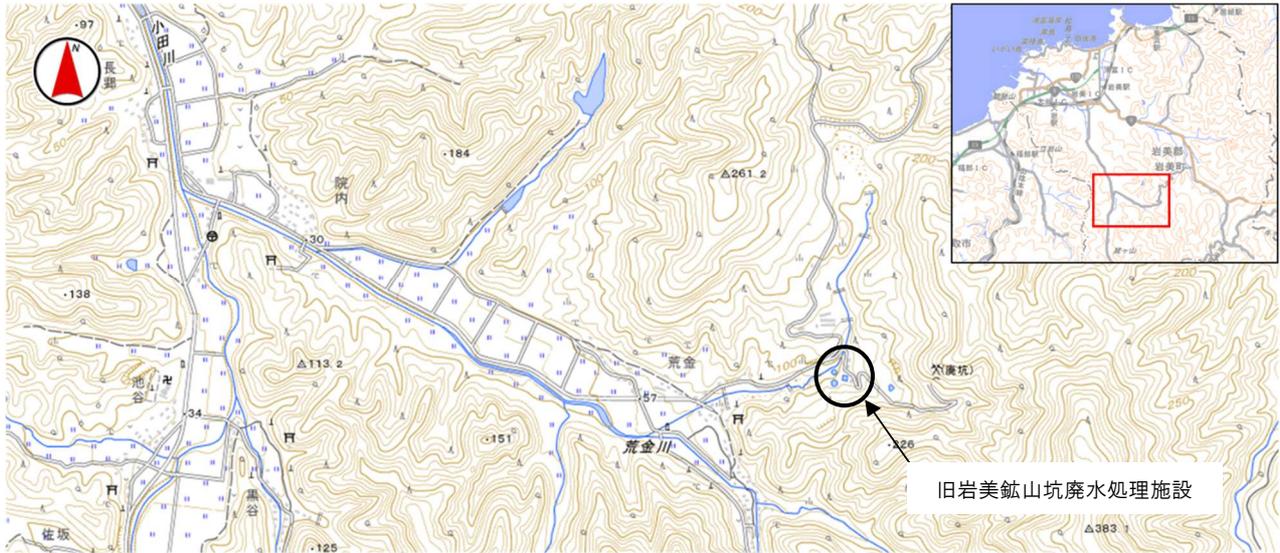
委託料の支払いは、原則、毎月の業務完了実績に応じた翌月の精算払とし、発注者は、契約単価に当該月の実績排出量を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を支払うものとする。

なお、消費税率については、当該産業廃棄物の処分終了時における税率による。

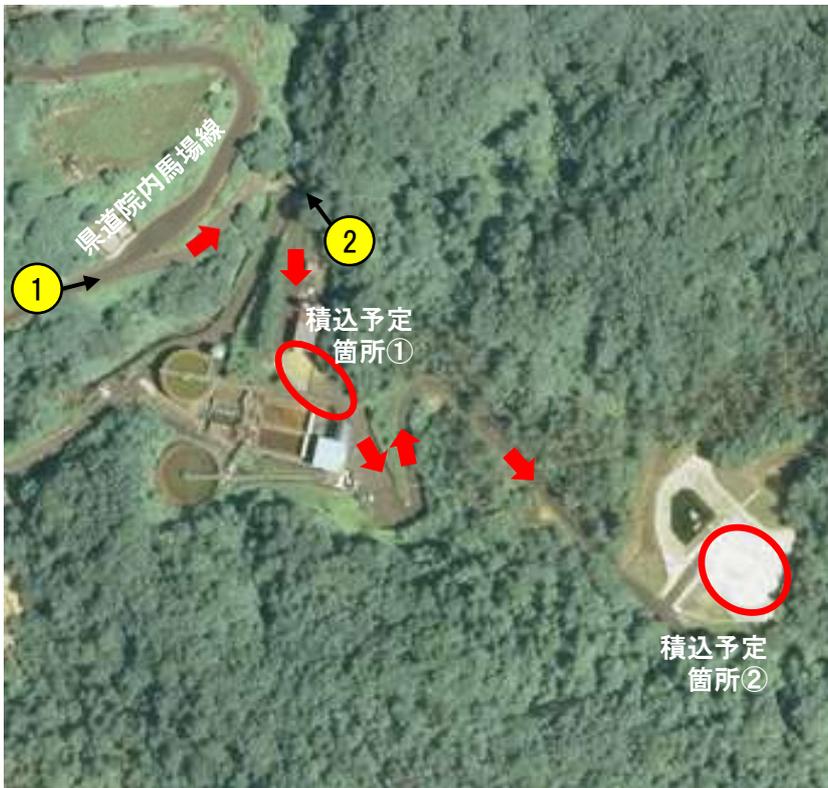
## 11 その他

- (1) 本業務に係る委託契約は、収集運搬を行う廃棄物1トン当たりの「単価」を定める単価契約とする。
- (2) 収集運搬する廃棄物の実績数量が予定数量と異なった場合においても、契約した単価の変更は行わない。ただし、発注者が必要があると認める場合は、双方協議の上、委託業務の内容を変更することができる。また、業務期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、双方協議の上、変更契約を締結するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結前に、本業務を行うために必要となる許可証（写し）を発注者に提出すること。
- (4) 災害時や緊急時に、坑廃水処理施設内において当該産業廃棄物の移動や集積等が必要となり、発注者から求めがあった場合は、受注者はその対応に協力すること。
- (5) (4)の対応が生じた場合は、双方協議の上、業務の追加や必要な経費の計上に係る変更契約を締結するものとする。
- (6) この仕様書を遵守するために要する経費は、別段の定めのあるものを除き、全て受注者の負担とする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の内容に関し疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議して定める。

《積込み場所》



《進入路写真》



《脱水ケーキ写真》

